

『ドイツ国家学と明治国制』

——シユタイン国家学の軌跡——

須賀博志

本書は、著者瀧井一博氏が大学院在学中から続けてきたシユタイン国家学研究をまとめた博士論文である。著者は、京都大学大学院法学研究科の西洋法史専攻の出身であるが、その研究関心は広く、近代日本へも当初から深い関心を有していた。著者が近代日本の国家形成に大きな影響を及ぼしたシユタインを最初の研究対象に選んだのも、日本における西洋思想の受容の問題を視野に入れてのことであつたようである。

本書を通読すると、著者が京大西洋法史の伝統となつていく知識社会的・思想的な法学説史研究の手法を自家薬籠中のものとしていくこととともに、法学部内外で活性化している近代日本研究の蓄積を十分に活用していることを印象づけられる。著者の享有しえた恵まれた環境が、本書のような、学際的でありながら重厚かつアカデミックな業績の揺籃になつたということもさりながら、本書は、そのような環境を十分に生かすだけの高い研究能力を著者が有していることを実証している。

二

さて、本書が目的とするところは、「ドイツ国家学の本国ドイツにおける成立と展開を辿り、そのわが国への伝播とその帰趨を見届けることで、明治日本の『国制知』の実態と機能に比較法史の視野から論究していくこと」(四頁)である。ここで「国制知」とは、著者が新たに提起した概念であつて、「国家の構成と諸制度——国制——を構想し、そしてそのような国制の支柱になつてそれを運営していく知的営み、ないしそれに携わる学識集団」(二頁)を意味する。シユタイン国家学がこの意味での「国制知」として明治日本に受容されたのか否か、そして受容のあり方如何、これが本書の主題である。本書の構成は、次の通り。

序章 「国制知」という考え方

第I部 ローレンツ・フォン・シユタイン——その生涯と思想

第一章 一九世紀ドイツにおける国家学の興亡

第二章 「国家学者」シユタイン

第三章 「比較法学者」シユタイン

第II部 シユタインと明治日本

第四章 シユタイン詣で

第五章 伊藤博文の滞欧憲法調査

第III部 国家学・国家学会・国家学者——明治日本の国制知

第六章 国家学会と明治国制

終章 国家学会の退場、国家学者の誕生

一見して分かるとおり、思想の継受という問題意識を強く反映

した構成となっている。すなわち、第Ⅰ部は継受の対象となったシュタイン国家学をドイツでの文脈に置いて検討し、第Ⅱ部で、伊藤博文などを通してシュタイン思想の日本への継受の場面を描き、第Ⅲ部で、継受されたシュタイン国家学の行く末を論じる。加えて著者は、シュタイン、伊藤博文、渡辺洪基という三人の人物をそれぞれの部の主人公にして、思想継受の問題を生き生きとした人間のドラマとして描いている。本書が、高度な内容でしかも第一次史料をふんだんに使ったきわめて実証的な研究書でありながら、読みやすく読者を飽きさせないのは、問題意識や構成が明快であり、印象的な人物に焦点を当てるといふ生彩あふれる叙述スタイルをとっているがゆえであろう。

三

本書第Ⅰ部は、浩瀚なシュタイン国家学体系の梗概を示すのではなく、彼の学問形態を「それを支えている思想的源体験の部分にまで遡行して成立史的に再構成すること」(二六頁)を課題とする。そして著者は、シュタインの多方面に渡る学問活動の中で法学こそが求心的な位置を占めていたとして、当時のドイツ法学の展開の中にシュタインを位置づける。一九世紀ドイツ法学の主流は歴史法学派から実証主義へと展開していったのであるから、本書ではシュタインとそれらとの共通点と分岐点とが次第に明らかになっていく。

まず第一章では、当時の国家学をめぐる問題状況が簡短に紹介されるが、そこで強調されるのは、サヴィニーの法学方法論が国家学にあたえた壊滅的なインパクトである。すなわちサヴィニー

は、歴史と体系という二つの方法を結びつけることによって、多様な対象の中にある高次の統一を解明し生の原理を探索することをヴィッセンシャフトの課題だとしたが、サヴィニーのローマ法学と異なり、体系化すべき実定的な素材を確定していなかった国家学は、この意味でのヴィッセンシャフトたりえず解体していく。このインパクトに抗して、国家学を体系たらしめようとしたのがシュタインである。

この第一章の叙述は、シュタインを歴史法学の徒であると位置づける第二章の伏線になっている。第二章では、若きシュタインがサヴィニーと同様に、ドイツ的ヴィッセンシャフトの理念をその思想の基底に置くこと、そして、法をフォルクの意識の所産と解し法史学に法の認識手段としての独自の意義を認めることが示される。シュタインはヘーゲルの影響も受けているが、それは、現実の法現象の背後にあつてそれらに統一を与える体系的な法則性の探求を法史学の課題とするという点、換言すれば、法史学をヴィッセンシャフトⅡ哲学的体系知と位置づけるという点に見られるに過ぎないとされる。

しかし、「現代の必要」への考え方の違いによって、シュタインはサヴィニーと袂を分かたず。哲学的・理念的体系観に立つサヴィニーは「ローマ法大全」の法源研究によって現代のドイツ市民法が体系化できると考えるが、シュタインに言わせると、それはフォルクに根ざしたドイツ法と法生活の否定であり、社会が現実を生み出す諸矛盾が階級闘争として固定化される「現代」に対応できる現実的な体系を生み出しえない。シュタインは、「現代」を、調和を欠いた階級対立の時代という意味での「社会の時代」

と診断し、この状況に耐えうる社会秩序の可能性を国家による上からの社会改革に託する。シュタインにとって法学は、この課題に応えうる有機体的国家をドイツ・フォルクにもたらずものでなければならぬ。かくて彼の法学論は、社会秩序の中の法の形成力の認識を課題とする「法の社会理論」となり、彼の国家学は、階級対立・社会運動を解消し共同体的統一をもたらすために「行政」を通じて市民社会を嚮導すべき国家の行動倫理を形成することを課題とすることになる。

以上のように、著者によれば、シュタイン国家学とは「『社会』という新しい現象をいかにしてイデアリスムス、すなわち『哲学的体系知』という古い革袋に盛り込むか」(五六頁)という試みであつて、それは実証主義の繁榮へと向かう時代に取り残された。最後に著者は、シュタインの日本への関心の背景に、ドイツで実現されなかつた自分の理想とする学問と国家を、日本にもたらそうという意欲があつたことを示唆する。

第三章では、シュタインが日本に強い関心を示したもう一つの理由、すなわち彼の比較法学が論じられる。ここでは彼のゲルマニストとしての側面が強調され、法をフォルクの生活關係との密接な繋がりにおいてとらえようとするものとされる。ただし、代表的ゲルマニストのペーゼラーが中世ゲルマン法秩序をフォルクの生活の本質ととらえ身分制秩序を正当化するのに対し、シュタインは産業社会における階級対立を現代の生活關係の本質ととらえる著者によれば、シュタインのこのような見方は、歴史法学の法源理論を社会理論として読み替える試みの基礎となつており、法社会学にとつての先駆的意義をもつ。

他方でシュタインの比較法学は、彼がヨーロッパを一つの歴史的単一体として把握することから、ヨーロッパ法史学を志向するとされる。ところでシュタインは、ヨーロッパの単一性を社会秩序の形成原理が共有されていることに見いだし、ヨーロッパ法史を自由な社会秩序を目指した一律的な運動の過程として把握する。ここでもシュタインは、当時のヨーロッパが産業社会の諸問題を共有していたことを意識しており、その問題にとつてドイツのヴィッセンシャフトが有意義であることを強調する。その一方で、ヨーロッパの産業社会が世界的に拡大するという現象をふまえて、ヨーロッパ法史を世界法史へと拡大しようとし、かくて日本法史がその視野へと入ってくるのである。

四

シュタイン思想の日本への継受の場面を描く本書第Ⅱ部は、シユレスヴィヒ・ホルシュタイン州立文書館の「シュタイン文書」などドイツ側の第一次史料をも用いた、きわめて実証的で手堅い研究である。本書は、シュタイン継受史に関わる日独の既知の史料をほぼ網羅的に用いており、今後かなりの期間、この分野での最も基本的な文献という地位を占めることになるであろう。

第四章では、シュタインと日本との間の交流が概観される。ここではまず、シュタインの日本への関心が一八七〇年代前半に遡ることが明らかにされ、ついで、両者を繋ぐものとしてウィーンの日公使館の役割が強調される。伊藤が憲法調査のためにシュタインのもとを訪ねたのも、公使館員であつた河島醇の影響が決定的であつたという。伊藤の憲法調査は、シュタインと日本との

関わりが質的に転換する画期であつて、その後は日本人の側が次々にシュタインに学びにいくという「シュタイン詣で」の状況が現出する。その全貌を明らかにしたのは本書が最初と言つてよいが、当時の政府要人、官僚、軍人、宮中関係者、学者、実業家、宗教家などが、社会的地位や政治的立場の如何を問わず、こぞつてシュタインを訪れている様子は驚くべきものがある。シュタインがそれほど日本人を引きつけたのは、講義内容の多彩さと彼の話好きに依るのみならず、シュタインが日本のことを聞きながらつたことが日本人のナシヨナリズムを醸成したからでもあるという。シュタインの名声が、彼への仲介者たる伊藤の権力資源にもなつた、という指摘も興味深い。

「シュタイン詣で」のきっかけになつた伊藤の憲法調査を描いているのが第五章であるが、この章の生き生きとした叙述はまさに圧巻である。まずは調査の経過が詳細に跡づけられるが、ここで強調されるのは、当初、憲法調査が政府内外で積極視されず、伊藤自身も精神的に弱つていたこと、ヨーロッパ到着後も調査は順調に進まず、伊藤が調査団を掌握できない状況にすらあつたこと、ところがウィーンに赴いた伊藤がシュタインに会つたとたんに調査への自信を取り戻したと、伊藤一行とシュタインとの関係は伊藤がウィーンを離れた後も持続していること、である。

このように、シュタインとの出会いは伊藤の憲法調査の分水嶺をなすが、伊藤とシュタインとがこれほどまでに共鳴しあつた理由として、著者は次の点を指摘する。一方のシュタインは、大学は Staatsmann 〓 官僚を養成する国家的機関として国家学の教育の場であるべきだという主張がドイツにおいて受け入れられず、

挫折感を味わつているところに、日本という自己の学説を実現する場を見いだした。他方の伊藤は、政府外で大隈重信の下に結集する「政談的知識人」に対抗しうる「科学的知識人」を養成する必要を痛感していたと同時に、政府内の井上毅のような知識人に対抗しうるだけの独自の憲法構想を必要としていた。

シュタインの講義は、このような状況にあつた二人の要請と熱意がびつたり咬み合つたものとされるが、その内容を著者は次のように紹介する。ちなみに、本書でシュタインの学説の内容が直接示されるのは、伊藤への講義を紹介したこの部分だけである。

シュタインはまず国家を一個の人格と捉えるが、およそ人格は自己意識・意思・行為の要素を備えるもので、国家も自己意識を具現する君主、意思を形成する立法部、行為を司る行政部を有する。立憲制とは、これらの三機関が互いに独立しながら調和を保つ政体であつて、立法部専横の危険をはらむ民主主義は立憲制と対立する。ところで、シュタインによる Verfassung の概念には二義が存し、狭義の Verfassung は国家の意思形成作用（憲政）及びその作用を担う立法権の秩序と権限を定める法規範（憲法）を意味するが、立憲制において立法部は他の機関と調和を保たなければならぬ一要素に過ぎないのであるから、狭義の Verfassung は、広義の、真の意味での Verfassung すなわち国家の三大機関の関係、国家の全体的な内部構造を規律する「国制」の一部に過ぎない。シュタインは、狭義の Verfassung（憲法／憲政）を克服し広義の Verfassung（国制）を確立するという役割を、Verwaltung（行政）に期待する。行政は、憲政によつて形成された国家意思を現実のものにするための国家の行為を担うもので

あるが、憲政が現実社会の諸対立や諸矛盾を解決するには無力であるがゆえに、個々人の人格的發展と公益の実現という目的を達成するために独立の活動を要請される。このように、シュタインの講義は、行政による憲法／憲政の相対化を教え、憲法にとどまらない国家活動一般を対象にするものであった。シュタインはさらに、公益を担う行政を支える官僚の養成について、社会についての認識に基礎づけられ国家の構成原理を明らかにする国家学に基づいてなされるべきこと、しかもそれが大学において集約的に制度化された形で行われるべきことを教えた。

著者によれば、伊藤は、このようなシュタインの講義から、国制の全体像の把握を通じて憲法／憲政を相対化するという視点を学び、大学による政治エリートの養成という文教政策の構想を得た。さらに、ヨーロッパではすでに抽象的な自然法論が過去のものとなつていることを見だし、日本の民権派政治理論や英仏学を克服することもできた。かくて伊藤は、知識人に対抗しうる立憲指導者となつて帰国することができたのである。

五

本書第三部第六章と終章は、初期の国家学会を素材に、明治日本における「国制知」の形態を探る。著者によれば、国家学会は、大学を新知識人のリクルート機構とする伊藤の構想の延長上に、腹心の渡辺洪基によって設立運営された、国家思想の討究と普及の場であった。それは、国家活動全般についての実践的知識を対象とし、政治エリートを幅広く糾合する学術Ⅱ政治組織であり、私立法律学校で養成される政談的知識人に対抗して思想界の転轍

を計ろうとする「知の嚮導の場」でもあった。そこで目標とされたのは、「歴史的方法に則つて比較と統計の視野で自国の具体的形勢の分析と位置づけを行い、果てはその都度毎の政策にも関与していけるような知的営みとその担い手を創出すること」（二八八頁）であり、この営みは、ドイツの学問方法に依拠しつつも結果的には日本独自の「国制知」を構築するもの、あるいは今日でいう政策科学の明治期における発現と見ることができるとされるのである。

六

以上のように、本書で展開されている議論は、ドイツ法学説史から日独交流史、日本憲法史・政治史を経て、日本の大学史に至るまでの多くの分野に渡つて縦横に展開されており、そのスケールの大きさ、視点の斬新さ、論証の確かさからして、多くの分野で重要な業績として評価されることになるであろう。本書が従来の研究に付け加えた知見と、提起した問題点をあげるとすれば、さしあたり次の諸点があるように思われる。

まず、政治思想史や社会思想史の分野でのシュタイン研究についていえば、従来の研究の主流がシュタインをヘーゲル左派と位置づけたり、社会王政論者としての側面を強調したりするものであったのに対して、著者は、一貫した歴史法学派にしてゲルマニストという新たなシュタイン像を提起している。シュタイン像を大きく塗り替えるものであるから、今後の議論を引き起こすことになるであろうが、門外漢の評者から見ると、従来の研究でヘーゲルの影響とされていた部分について著者がどのように評価する

のかが、いささか分かりにくいように思われる。著者は、歴史法学派としての側面とヘーゲル学派としての側面が哲学的イデアリスムスという学問観において両立すると論じるが、その弁証をもう少し丁寧におこなって欲しかった。

次に、シュタインを重要な「在外お雇い」と位置づける視点は、お雇い外国人の研究に新たな局面をもたらさう。来日したロエスラーやモッセの活動については、現在までにかんがりの研究がなされているといつてよいが、本書が明らかにしたところによれば、来日しなかつたシュタインやグナイストも政府顧問としての役割を果たしているという。そうだとすれば、彼らと日本政府とのやりとりを、日独双方の史料に基づいて解明することが今後必要になつてくるであろう。もつとも、日本の諸制度に対する彼らの影響をそれぞれ区別しつつ論じるには、独特の困難が伴う。モッセはグナイストの弟子であるので、この両者の影響を区別するのが難しいのはいうまでもないが、グナイスト、シュタインそしてロエスラーもドイツ法学史において同一の学派に括られることが多く、三者の学説や主張は似通っているからである。本書がシュタインについて、またジームス教授がロエスラーについて為したように（『日本国家の近代化とロエスラー』一九七〇年、未来社）、他のお雇い外国人についても、本国ドイツでの学説史的な位置づけと、ドイツでの業績・学説内容の比較検討が必要になつてくるであろう。

第三に、本書が日本近代の政治史および憲法史に対してなした寄与は、伊藤の憲法調査と「シュタイン詣で」についての新たな統合的な見方を提示したことである。伊藤は憲法調査を通じて政

府内外の知識人に対抗しうる立憲指導者としての自信をつけたが、それは、シュタインが行政による憲政の相對化という視点と大衆政策のビジョンを教えたことに依るところが大きい、という著者の主張は説得力がある。著者も指摘しているように、憲法調査から帰国した伊藤がまず着手したのは、宮中の近代化を通じての天皇の立憲君主化と、内閣制度創設をはじめとする行政機構の近代化、そして帝国大学創設など文教政策の改革であつた。このような伊藤の政治行動は、著者の見解によつて見事に説明が付く。また、伊藤は帝国憲法典のみならず、憲法附屬法令から諸々の行政制度にいたるまで、その創設過程で重要な決定を下しているが、それが可能であつたのも、シュタインから憲法のみならず国家制度全体についての構想力を学んできたからなのである。

もつとも、著者の見解に小さな問題点がないわけではない。一つは、憲法調査開始時の伊藤が知識人の挾撃にあつて自信喪失に陥つていたという点の論証である。明治一四年政変で政府権力の凝集力が高まり、伊藤の権力も一定の安定を見た、と一般に考えられていることと整合的に説明できるのであるか。事の性質上、伊藤の内心を問題にしなければならず、客観的な史料が存在しえないという困難があることは理解できるが、前後の政治状況の説明がもう少しあつてもよかつたように思われる。

もう一つは、伊藤とシュタインの政党観に違いがあるように思われることである。確かに、行政の重視と、行政権による君主権と立法権の抑制というシュタインの教えによつて、帰国後の伊藤の政治行動をかなりの程度説明できる。しかし、シュタインが議院内閣制を立憲制に反するものと捉えていたのに対して、初期議

会期以降の伊藤が再三政党結成を画策したことから明らかのように、伊藤には政党内閣に対する拒否反応はない。伊藤によるシュタイン学説の選択的受容の一例ということになるのであろうか。

七

本書の眼目であると同時に最も理解しにくいのは、「国制知」の概念である。そこでいう「国制」とは、憲法典ではなく、国家の構成と諸制度を包含する趣旨とされるが、憲法学において「憲法」という語は、通常、憲法典に限らず、憲法附属法令も含めた国家組織を規律する法規範の主要部分をいうとされているのに、あえて「国制」という訳語を選択したことには疑問が残る。この点に関連するのであるが、著者が述べるように、シュタインの影響が憲法典のレベルでは見いだせないことは確かであるとしても、それを伊藤の国家構想や政治行動という事実のレベルと大学政策の構想という抽象的なレベルでのみ論じることが、やはり不十分なように思われる。シュタインのもとには、のちに行政諸制度の創設や立法作業に携わることになる政治家や官僚が多く学びに行っており、彼らを通じて、憲法附属法令をはじめとする諸法令、行政諸制度あるいは法制一般に対するシュタイン学説の影響があったと考えるのが自然ではないであらうか。とりわけシュタイン詣でをした宮中関係者は多く、皇室関係の諸制度にシュタインの影響がなかったとは考えにくい。もともと、個々の法制度のレベルでのシュタインの影響を明らかにするためには、立法史的な検討を積み重ねる必要があり、むしろ本書の範囲を超える。この点は、憲法史や法制史の研究にとつての宿題ということになるであ

らう。

次に「知」の問題に関しては、国制を構想し運営する学問の内容の問題と、その学問を官僚・知識人に身につけさせる装置つまり大学の問題とが区別されるであらう。ところが本書は、前者の問題に関して、シュタインの国家学の内容が明治日本の国制知となったのかどうかという点について、明確な回答を与えていないように思われる。国家学会の活動が今日いう政策科学に当たるようなものであったとして、では、国家活動全般を対象にするシュタイン国家学・行政学はそのようなものと考えられることは出来ないのであろうか。国家学会のめざす「知」のあり方が日本独自のものだと著者はいうが、その内容をシュタイン国家学説と対比しているわけでもなく、独自性の具体的な様相は明らかではない。おそらくこのことは、本書がシュタイン国家学の内容に踏み込んだ分析をせずに、シュタイン学説の成立史の検討によつてその学説史上の位置づけを行うという方法を採用していることと、無関係ではあるまい。

さらに、「知」の装置たる大学の問題についても、本書が帝国大学の創設やそこで講義を検討の対象としていないことは、いささか拍子抜けの観がある。「知」の制度的側面にとつて、官僚リクルートの主役である大学が中心に位置するであらうから、大学の分析は欠かせないのではないかと思われる。国家学会と渡辺洪基の分析は、それ自体としては従来にない貴重な業績であるが、「国制知」の観点からはあくまで副次的な重要性しか持たないであらう。大学の成立過程と、それを指導した森有礼の分析が必要だったのではないだろうか。

八

いずれにせよ、本書のスケールの大きな研究が多くの分野に新たな知見をもたらしたことは間違いない。と同時に、多くの新たな問題点や、新たな分析視角の必要性をも、本書は示唆しているようである。本書の問題提起にこたえうる水準の研究をすることが、筆者と同世代に属する我々にとって大きな課題として立ちほだか

ることは、覚悟しなければなるまい。

なお著者は、本書に先立って、シュタインの講義録や日本論をまとめた史料集 Kazuhito Takii (Hrsg.): Lorenz von Steins Arbeiten für Japan, 1998 を編入しており、あわせて参照されるべきである。

(A5判 三六二頁 一九九九年一〇月 ミネルヴァ書房 本体四八〇〇円)

(桐蔭横浜大学法学部専任講師)